

愛知県地方物品調達事務等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県財務規則（昭和39年規則第10号）（以下「財務規則」という。）

第61条の規定に基づき会計局調達課長（以下「調達課長」という。）がかいの長から購入の依頼を受ける物品の調達事務（以下「調達事務」という。）及び財務規則第177条に定める検査に関し、財務規則及び愛知県物品等電子調達実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) かい 別表第1に定める県民事務所その他の出先機関（ただし、建設事務所のうち流域下水道事業会計分を除く）、学校その他の教育機関をいう。
- (2) 調達グループ 会計局調達課の調達第二グループ、調達第三グループ及び調達第四グループをいう。
- (3) オープンカウンタ（公開見積競争） あいち電子調達共同システム（物品等）により契約案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の事業者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした事業者との間に契約を締結する契約方式をいう。
- (4) 共通物品 共通的、継続的かつ比較的高い頻度で調達する物品で、調達課長が定める物品をいう。
- (5) 共同調達物品 複数のかいで使用し、ある程度数量を取りまとめることにより、共同調達が可能な物品で、調達課長が定める物品をいう。
- (6) 一般物品 共通物品及び共同調達物品以外の物品をいう。

(調達事務等の所管)

第3条 調達事務の所管は、別表第1に定めるところにより、調達グループにおいて行う。

(所管の変更)

第4条 かいの支所等に物品を納入する必要があるときは、当該かいの長は調達課長に協議して当該物品の購入を依頼する調達グループを変更することができる。

2 前項の場合においては、当該支所等の所在する地区を所管する調達グループにおいて物品の購入契約を行う。

(購入依頼)

第5条 かいの長は、物品の購入を調達課長に依頼するときは、当該かいの所在する地区を所管する調達グループ（前条の規定により変更した場合にあっては、当該支所等の所在する地区を所管する調達グループ）へ財務システムの契約管理業務により物品購入依頼書（財務規則様式第38（その1）又は（その2））を送付するものとする。

この場合においては、必要に応じてカタログ等の参考資料を添付するものとする。

(直接調達物品)

第6条 かいの長が直接購入契約を締結し納品検査を行う物品（以下「直接調達物品」という。）は、別表第2に定める。

2 かいの長は、別表第2（タ）に該当するとして直接調達をしようとする場合は、直接調達協議書（様式第1）により調達課長に協議しなければならない。

3 調達課長は、前項の協議の結果、承諾した場合はその旨を表示した直接調達協議書を当該かいの長に送付するものとする。また、承諾しない場合は速やかにその旨を当該かいの長に連絡するものとする。

(契約方法)

第7条 調達グループで実施する契約方法は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約とし、随意契約については、オープンカウンタ、随時見積競争又は一者見積によるものとする。

(オープンカウンタ)

第8条 オープンカウンタは、別表第3に定める営業種目のうち予定価格が3万円以上100万円未満の一般物品の契約案件又は、予定価格が3万円以上160万円以下の共通物品及び共同調達物品の契約案件について実施する。なお、共同調達物品の契約案件については、一つのかいにつき予定価格が100万円を超えない範囲とする。ただし、調達課長がオープンカウンタに適しないと認めた契約案件については、随時見積競争又は一者見積によることができる。

2 オープンカウンタに参加できる事業者は、「物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿」の当該営業種目に登録があり、かつ原則、県内に本店（本社）を有し、オープンカウンタによる契約案件の対象とする地区（尾張、西三河又は東三河）に県との契約窓口として登録した契約営業所（本店（本社）又は支店。以下「契約営業所」という。）がある事業者とする。

なお、当該オープンカウンタによる契約案件の対象とする地区（尾張、西三河又は東三河）にある事業所が契約営業所でない場合は、オープンカウンタ参加事業所申請書（様式第2）により調達課長の承認を得ることによりオープンカウンタに参加できる。

3 前項の規定にかかわらず、調達課長は、オープンカウンタを実施する際に契約案件ごとに見積参加事業者の所在地域の設定を拡大又は縮小することができる。

4 調達課長はオープンカウンタを執行した場合は、経過及び結果を物品調達システムに登録し、結果のみをインターネット上で閲覧に供する。

5 オープンカウンタの手続については、調達課長が別に定める。

(随時見積競争)

第9条 随時見積競争は、オープンカウンタを実施しない契約案件（他に競争しうる事業者がないときを除く。）について実施する。

(一者見積)

第10条 一者見積は、予定価格が3万円未満の契約案件又は他に競争しうる事業者がないときについて実施する。

(共通物品)

第11条 調達課長は、共通物品の計画的かつ効率的な調達を図るため毎会計年度の当初に共通物品の年間発注予定数量を算出する。

2 調達課長は、前項の規定により算出した年間発注予定数量に基づき、適当と認めた物品について単価契約を締結する。

3 調達課長は、前項の単価契約を締結したときは、品目ごとに規格・単価及び契約の相手方を記載した単価契約物品コード表を作成し、かいの長へ送付するとともに、併せて単価契約を締結した物品（以下、「単価契約物品」という。）の発注年月日及び納期を通知する。

(共同調達物品)

第11条の2 調達課長は、効率的な調達を図るために、品質・規格・仕様、発注時期及び納期を統一することが適当と認めた物品について、複数のかいの購入依頼を取りまとめて共同調達することができる。

2 調達課長は、共同調達物品を定めたときは、品質・規格・仕様、発注時期及び納期など購入依頼の方法をかいの長へ通知する。

(一般物品)

第12条 調達課長は、かいの長からの一般物品の購入の依頼を一定期間単位で締め切り、その期間分を取りまとめて受け付けることができる。

(県内事業者の優先)

第 13 条 調達課長は、調達しようとする物品を取り扱う事業者の中に県内事業者（県内に本店（本社）を置く事業者）及び県外事業者がある場合にあっては、県内事業者育成の見地から、原則として県内事業者を優先するものとする。

(見積依頼)

第 14 条 調達グループは、オープンカウンタ以外の方法により契約を行う場合は、事業者に見積依頼書（電子計算機による財務事務処理要綱様式第 9 0 9）により見積書の提出を依頼する。

(見積書の提出)

第 15 条 調達グループは、前条の規定により見積書の提出を依頼した事業者に対し、見積書を定められた日時までに持参、郵送、ファクシミリ送信又はメール送信で提出させるものとする。

なお、事業者が見積を辞退する場合は、辞退する意思を記載した文書を、依頼元の調達グループに提出させるものとする。

(契約の締結)

第 16 条 調達グループは契約事業者を決定したときは、契約事業者に発注書兼請求書（依命通達（昭和 3 9 年 3 月 2 7 日 3 9 会第 2 7 号。以下「依命通達」という。）別紙 7 の 2）を交付する。ただし、単価契約物品を除く。

(単価契約物品の発注)

第 17 条 調達グループは、単価契約物品を発注するときは、契約事業者に発注書兼請求書（依命通達別紙 1 1 の 2）を交付する。

(納品検査)

第 18 条 かいの検査職員は、かいへ納品する際に、契約事業者が作成する納品書と調達グループが送付した発注書兼請求書により納品検査を実施する。

2 かいの検査職員は、前項による検査の結果その納入が当該契約の内容に適合しないときは、直ちにその旨を所管の調達グループ（第 4 条第 2 項の規定により変更した場合にあっては、当該支所等の所在する地区を所管する調達グループ）に連絡しなければならない。

(発注書兼請求書)

第 19 条 かいの検査職員は、前条の納品検査の後発注書兼請求書の検査済欄に検査年月日及び検査職員氏名を記載するものとする。

(納品検査の実施確認)

第 20 条 調達課職員は、財務規則 1 7 7 条の規程に基づく会計指導検査において、発注どおりの納品がされているか、購入した物品の在庫管理が適正に行われているか、直接調達物品を始めとする物品の購入の手続が適正に行われているか等について確認を行うものとする。

(購入依頼の返却)

第 21 条 調達課長は、かいの長から購入依頼を受けた契約案件について契約ができなかった場合は、物品購入依頼書をかいの長に返却するものとする。

2 購入依頼の返却は、財務システムの契約管理業務で購入依頼確定取消をすることにより行う。

3 前項の購入依頼の返却を受けたかいの長は、物品購入依頼の取消をする。

(購入計画)

第 22 条 かいの長は、物品の計画的かつ効率的な調達を図るため、別に定める日までに年間の購入依頼計画を調達課長に提出するものとする。

2 かいの長は、前項の購入依頼計画提出後に新規事業又は事業拡大等で物品を調達する必要が判明したときは、速やかに調達課長に申し出るものとする。

(地方公営企業等の取扱い)

第 23 条 企業庁、病院事業庁及び建設局（流域下水道事業に限る。）の地方機関の長から購入依

頼を受ける単価契約物品の調達に関する事務については、この要綱に準じて取り扱うものとする。

(特例)

第24条 調達事務に関し、この要綱の規定により難しいときは、この要綱の規定にかかわらず、調達課長が別に定めるところによることができる。

(実施細則)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月31日から施行する。ただし、第1条から第23条及び第25条から第27条の規定は、平成21年7月1日から、第24条の規定は平成21年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。ただし、長久手町の市制施行に伴う別表第1及び別表第2の改正については平成24年1月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1陶磁美術館の改正については平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和1年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

調達グループの所管する該当地区等

調達 グループ	所管 地区	市町村	かい名	かいの所在地
調達第二 グループ	尾 張 地 区	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	自治研修所	名古屋市中区
			名古屋東部県税事務所	名古屋市中区
			名古屋北部県税事務所	名古屋市西区
			名古屋西部県税事務所	名古屋市中川区
			名古屋南部県税事務所	名古屋市熱田区
			東尾張県税事務所	春日井市
			西尾張県税事務所	一宮市
			知多県税事務所	半田市
			尾張県民事務所	名古屋市中区
			海部県民事務所	津島市
			知多県民事務所	半田市
			愛知芸術文化センター	名古屋市東区
			愛知芸術文化センター愛知県図書館	名古屋市中区
			陶磁美術館	瀬戸市
			埋蔵文化財調査センター	弥富市
			消防学校	尾張旭市
			環境調査センター	名古屋市北区
			瀬戸保健所	瀬戸市
			半田保健所	半田市
			春日井保健所	春日井市
			津島保健所	津島市
			江南保健所	江南市
			知多保健所	知多市
			清須保健所	清須市
			女性相談支援センター	名古屋市東区
			総合看護専門学校	名古屋市昭和区
			尾張福祉相談センター	名古屋市中区
			春日井児童相談センター	春日井市
一宮児童相談センター	一宮市			
海部福祉相談センター	津島市			
知多福祉相談センター	半田市			
愛知学園	春日井市			
医療療育総合センター	春日井市			
精神保健福祉センター	名古屋市中区			
衛生研究所	名古屋市北区			

調達 グループ	所管 地区	市町村	かい名	かいの所在地
調達第三 グループ			あいち産業科学技術総合センター 食品工業技術センター あいち産業科学技術総合センター 尾張繊維技術センター 名古屋高等技術専門校 尾張農林水産事務所 海部農林水産事務所 知多農林水産事務所 農業総合試験場 西部家畜保健衛生所 県有林事務所 あいち海上の森センター 尾張建設事務所 一宮建設事務所 海部建設事務所 知多建設事務所 衣浦港務所	名古屋市西区 一宮市 名古屋市北区 名古屋市中区 津島市 半田市 長久手市 知多郡武豊町 尾張旭市 瀬戸市 名古屋市中区 一宮市 津島市 半田市 半田市
			尾張教育事務所 海部教育事務所 知多教育事務所 総合教育センター 明和高等学校 旭丘高等学校 名古屋西高等学校 中村高等学校 松蔭高等学校 惟信高等学校 熱田高等学校 瑞陵高等学校 昭和高等学校 千種高等学校 愛知商業高等学校 中川青和高等学校 緑丘高等学校 名古屋工科高等学校 旭陵高等学校	名古屋市中区 津島市 半田市 愛知郡東郷町 名古屋市東区 名古屋市東区 名古屋市西区 名古屋市中村区 名古屋市中村区 名古屋市港区 名古屋市熱田区 名古屋市瑞穂区 名古屋市瑞穂区 名古屋市名東区 名古屋市東区 名古屋市中川区 名古屋市守山区 名古屋市南区 名古屋市東区

調達 グループ	所管 地区	市町村	かい名	かいの所在地
			瀬戸高等学校	瀬戸市
			瀬戸工科高等学校	瀬戸市
			春日井高等学校	春日井市
			長久手高等学校	長久手市
			東郷高等学校	愛知郡東郷町
			春日井泉高等学校	春日井市
			旭野高等学校	尾張旭市
			南陽高等学校	名古屋市港区
			守山高等学校	名古屋市守山区
			春日井西高等学校	春日井市
			鳴海高等学校	名古屋市緑区
			豊明高等学校	豊明市
			天白高等学校	名古屋市天白区
			瀬戸西高等学校	瀬戸市
			春日井東高等学校	春日井市
			日進高等学校	日進市
			高蔵寺高等学校	春日井市
			春日井工科高等学校	春日井市
			日進西高等学校	日進市
			名古屋南高等学校	名古屋市南区
			瀬戸北総合高等学校	瀬戸市
			春日井南高等学校	春日井市
			愛知総合工科高等学校	名古屋市千種区
			城北つばさ高等学校	名古屋市北区
			小牧高等学校	小牧市
			尾北高等学校	江南市
			古知野高等学校	江南市
			犬山高等学校	犬山市
			小牧工科高等学校	小牧市
			岩倉総合高等学校	岩倉市
			丹羽高等学校	丹羽郡扶桑町
			犬山総合高等学校	犬山市
			江南高等学校	江南市
			小牧南高等学校	小牧市
			一宮高等学校	一宮市
			一宮商業高等学校	一宮市
			一宮工科高等学校	一宮市

調達 グループ	所管 地区	市町村	かい名	かいの所在地
			木曾川高等学校	一宮市
			一宮起工科高等学校	一宮市
			稲沢高等学校	稲沢市
			一宮西高等学校	一宮市
			稲沢東高等学校	稲沢市
			一宮北高等学校	一宮市
			尾西高等学校	一宮市
			西春高等学校	北名古屋市
			一宮南高等学校	一宮市
			一宮興道高等学校	一宮市
			新川高等学校	清須市
			杏和高等学校	稲沢市
			稲沢緑風館高等学校	稲沢市
			津島高等学校	津島市
			津島北高等学校	津島市
			佐屋高等学校	愛西市
			五条高等学校	あま市
			愛西工科高等学校	愛西市
			津島東高等学校	津島市
			美和高等学校	あま市
			海翔高等学校	弥富市
			半田高等学校	半田市
			半田商業高等学校	半田市
			半田工科高等学校	半田市
			半田農業高等学校	半田市
			大府高等学校	大府市
			横須賀高等学校	東海市
			内海高等学校	知多郡南知多町
			桃陵高等学校	大府市
			東海樟風高等学校	東海市
			東浦高等学校	知多郡東浦町
			武豊高等学校	知多郡武豊町
			東海南高等学校	東海市
			阿久比高等学校	知多郡阿久比町
			半田東高等学校	半田市
			大府東高等学校	大府市
			知多翔洋高等学校	知多市
			常滑高等学校	常滑市
			名古屋盲学校	名古屋市千種区

調達 グループ	所管 地区	市町村	かい名	かいの所在地
			名古屋聾学校 千種聾学校 一宮聾学校 名古屋特別支援学校 春日台特別支援学校 大府特別支援学校 一宮特別支援学校 小牧特別支援学校 半田特別支援学校 佐織特別支援学校 一宮東特別支援学校 港特別支援学校 春日井高等特別支援学校 ひいらぎ特別支援学校 いなざわ特別支援学校 大府もちのき特別支援学校 瀬戸つばき特別支援学校	名古屋市千種区 名古屋市千種区 一宮市 名古屋市西区 春日井市 大府市 一宮市 小牧市 半田市 愛西市 一宮市 名古屋市港区 春日井市 半田市 稲沢市 大府市 瀬戸市
調達第二 グループ	西三河地区	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町	西三河県税事務所 豊田加茂県税事務所 西三河県民事務所 衣浦東部保健所 西尾保健所 西三河福祉相談センター 刈谷児童相談センター 豊田加茂福祉相談センター 動物愛護センター あいち産業科学技術総合センター あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター 岡崎高等技術専門校 西三河農林水産事務所 豊田加茂農林水産事務所 農業大学校 中央家畜保健衛生所 畜産総合センター 西三河建設事務所 知立建設事務所 豊田加茂建設事務所	岡崎市 豊田市 岡崎市 刈谷市 西尾市 岡崎市 刈谷市 豊田市 豊田市 豊田市 刈谷市 岡崎市 岡崎市 豊田市 岡崎市 岡崎市 岡崎市 岡崎市 知立市 豊田市

調達 グループ	所管 地区	市町村	かい名	かいの所在地
調達第四 グループ			西三河教育事務所	岡崎市
			岡崎高等学校	岡崎市
			岡崎北高等学校	岡崎市
			岩津高等学校	岡崎市
			岡崎商業高等学校	岡崎市
			岡崎工科高等学校	岡崎市
			西尾高等学校	西尾市
			鶴城丘高等学校	西尾市
			吉良高等学校	西尾市
			幸田高等学校	額田郡幸田町
			岡崎東高等学校	岡崎市
			西尾東高等学校	西尾市
			岡崎西高等学校	岡崎市
			刈谷高等学校	刈谷市
			刈谷工科高等学校	刈谷市
			刈谷北高等学校	刈谷市
			碧南高等学校	碧南市
			知立高等学校	知立市
			一色高等学校	西尾市
			安城高等学校	安城市
			安城農林高等学校	安城市
			高浜高等学校	高浜市
			刈谷東高等学校	刈谷市
			碧南工科高等学校	碧南市
			安城東高等学校	安城市
			安城南高等学校	安城市
			知立東高等学校	知立市
			豊田西高等学校	豊田市
			豊田東高等学校	豊田市
			猿投農林高等学校	豊田市
豊田工科高等学校	豊田市			
加茂丘高等学校	豊田市			
衣台高等学校	豊田市			
三好高等学校	みよし市			
豊田北高等学校	豊田市			
豊田南高等学校	豊田市			
豊田高等学校	豊田市			

調達 グループ	所管 地区	市町村	かい名	かいの所在地
			豊野高等学校 足助高等学校 松平高等学校 岡崎盲学校 岡崎聾学校 岡崎特別支援学校 三好特別支援学校 安城特別支援学校 豊田高等特別支援学校 みあい特別支援学校 にしお特別支援学校	豊田市 豊田市 豊田市 岡崎市 岡崎市 岡崎市 みよし市 安城市 豊田市 岡崎市 西尾市
調達第二 グループ	東三河地区	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河県税事務所 東三河総局 東三河総局新城設楽振興事務所 豊川保健所 新城保健所 新城設楽福祉相談センター 東三河福祉相談センター あいち産業科学技術総合センター 三河繊維技術センター 東三河高等技術専門校 愛知障害者職業能力開発校 新城設楽農林水産事務所 東三河農林水産事務所 農業総合試験場東三河農業研究所 東部家畜保健衛生所 森林・林業技術センター 水産試験場 新城設楽建設事務所 東三河建設事務所 三河港務所	豊橋市 豊橋市 新城市 豊川市 新城市 新城市 豊橋市 蒲郡市 豊川市 豊川市 北設楽郡設楽町 豊橋市 豊橋市 豊橋市 新城市 蒲郡市 新城市 豊橋市 豊橋市
調達第四 グループ			東三河教育事務所 新城有教館高等学校 田口高等学校 時習館高等学校 豊橋工科高等学校 成章高等学校	豊橋市 新城市 北設楽郡設楽町 豊橋市 豊橋市 田原市

調達 グループ	所管 地区	市町村	かい名	かいの所在地
			渥美農業高等学校	田原市
			福江高等学校	田原市
			宝陵高等学校	豊川市
			御津あおば高等学校	豊川市
			豊橋商業高等学校	豊橋市
			豊橋東高等学校	豊橋市
			豊丘高等学校	豊橋市
			国府高等学校	豊川市
			豊川工科高等学校	豊川市
			蒲郡高等学校	蒲郡市
			三谷水産高等学校	蒲郡市
			蒲郡東高等学校	蒲郡市
			豊橋南高等学校	豊橋市
			小坂井高等学校	豊川市
			豊橋西高等学校	豊橋市
			豊橋豊学校	豊橋市
			豊橋特別支援学校	豊橋市
			豊川特別支援学校	豊川市

※ 東京事務所の所管は、調達第二グループとする。

別表第2

かいで直接調達する物品

依命通達の区分	例 示 (【 】は中分類、「 」は小分類を表す。)	備考
<p>(ア) 会場等で直接購入するもので次に掲げるもの</p> <p>a 会場等で行うコピー</p> <p>b 会場等で購入する必要のある資料</p>	<p>【コピー】</p> <p>「コピー」</p> <p>「その他」</p> <p>研修用資料</p>	
<p>(イ) 医療用医薬品、試薬、農薬、工科薬品、動物用薬品及びワクチン等</p>	<p>【薬品・試薬・農薬】</p> <p>「医療用医薬品」</p> <p>「一般用医薬品（第一類）」</p> <p>「試薬」</p> <p>硫酸、クロロホルム、過マンガン酸カリウム、酸化銅</p> <p>「農薬」</p> <p>散布用薬剤、空間噴霧用薬剤、殺菌剤、除草剤、忌避剤</p> <p>「工科薬品」</p> <p>デカノール</p> <p>「動物用薬品」</p> <p>ビタロンク[®]、ビオエンチ、豚用鉄剤、動物用ペニシリン、イソフルラン動物用</p> <p>「ワクチン」</p> <p>鶏・豚用ワクチン、病原大腸菌免疫血清、日本脳炎ワクチン</p> <p>「凍結防止剤」</p> <p>「その他」</p> <p>窒素ガス、ヘリウムガス、酸素ガス</p>	<p>「一般用医薬品（第二類、第三類）」、「水処理薬品（毒物及び劇物に該当する薬品を除く）」、「プール用薬剤」、「衛生材料」を除く。</p>
<p>(ウ) 医療材料（医療療育総合センター中央病院で必要とするものに限る。）</p>	<p>【医療・理化学・計測機器】</p> <p>「医療機器」</p> <p>気管内チューブ、カテーテルキット、投薬瓶</p>	
<p>(エ) 種苗及び動物</p>	<p>【農業・園芸用品】</p> <p>「草花・種子・樹木」</p> <p>種苗、花、ヒノキ、椎茸原木、牧草等種子、麴菌</p> <p>【特殊物品】</p> <p>「動物」</p> <p>牛、豚、モルモット、鶏、鯉、鰻、海老、あさり</p>	

<p>(㉒) 肥料、飼料、資材及び素材等（型番等で品質規格が特定できるものを除く。）</p>	<p>【農業・園芸用品】</p> <p>「肥料」 発酵鶏糞、発酵堆肥</p> <p>「飼料」 幼雛用飼料、基礎配合飼料、大豆粕ミール、牛用飼料オーツ乾草</p> <p>「庭石」</p> <p>【資材・素材】</p> <p>「木材」 角木材、丸太、ベニヤ板、竹</p> <p>「鋼材」 丸鋼、平鋼</p> <p>「コンクリート」 生コンクリート</p> <p>「土砂」 白磁土・粘土（窯業用）</p> <p>「舗装材」 アスコン</p> <p>「溶接材」</p> <p>「上下水道材」</p> <p>「軸・壁・屋根材」 タイル</p> <p>「建具・内外装材」 壁紙</p> <p>「ガラス・サッシ材」</p> <p>「その他」 石、岩、布生地、印鑑用材料</p>	
<p>(㉓) 食料品（賄材料、会議用茶菓等を含み、備蓄・保存用を除く。）</p>	<p>【食料品】</p> <p>「お茶」、「弁当」、「菓子」、「食品・食材」</p> <p>「その他」 調味料</p>	
<p>(㉔) ガソリン、軽油、重油、灯油及び潤滑油等</p>	<p>【燃料】</p> <p>「ガソリン・軽油」</p> <p>「重油」</p> <p>「灯油」</p> <p>「潤滑油」</p> <p>「L Pガス」</p> <p>「圧縮天然ガス」</p> <p>「その他」 コークス</p>	
<p>(㉕) 花（造花を含む。）</p>	<p>【農業・園芸用品】</p> <p>「草花・種子・樹木」 供花、生花、正月用松竹梅、笹</p>	

<p>(ケ) フィルム（電磁的記録媒体を含む。）の現像及び焼付</p>	<p>【写真機器】 「現像・焼付」 フィルム現像、カラープリント、デジタルプリント</p>	
<p>(コ) ゴム印及び印章</p>	<p>【ゴム印・印章】（印面を作成するものに限る。） 「ゴム印・印章・スタンプ」 「データ印・回転ゴム印」</p>	
<p>(ク) 印刷物（名刺を含む。）</p>	<p>【一般印刷】 「一般印刷」〔ポスター・パンフレット等のカラー印刷物、又は1万部以上の印刷物〕</p> <p>【軽印刷】 「軽印刷」〔3色以下で、かつ1万部未満の印刷物〕 各種報告書、名刺</p> <p>【フォーム印刷】 「フォーム印刷」 OCR用紙、連続用紙</p> <p>【出版・製本】 「製本」</p> <p>【地図】 「地図印刷」</p>	
<p>(ク) 図書及び官報、新聞、雑誌、法規集追録等並びにコンパクトディスク及びDVD等（文字、音楽、映像等を予め記録したものに限定する。）</p>	<p>【図書】 「一般図書」 定期刊行物、閲覧用図書、事務用図書、教科書、官報、雑誌、法規集追録</p> <p>「新聞」 新聞</p> <p>「外国図書」 外国雑誌</p> <p>「その他」 直販の印刷物、クレペリン検査用紙</p> <p>【映像・音楽用品】 「CD・レコード」 コンパクトディスク、レコード</p> <p>「映画フィルム・ビデオソフト」 DVD、ブルーレイディスク</p> <p>「その他」 デジタル図書（アプリケーションソフトを除く。）</p> <p>【電算機器】 「OA関連消耗品」「その他」 電子計算機用インストールディスク（教育研究機関限定製品に限る。）</p>	
<p>(ク) 郵便切手類（図書カードを含む。）</p>	<p>「切手」、「はがき」、「レターパック」 「印紙」、「県証紙」 「図書カード」、「SIMカード」</p>	

(セ) 県内の障害者就労 施設等から直接 販売の方法によ ったのみ購入さ れる物品		
(リ) 鍵及び錠	【荒物・雑貨】【文房具・事務用機器】 「その他」	
(タ) (ア)から(リ)までに掲げるもののほか調達課による購入に適しないものとして 調達課長が認めたもの		

別表第3

オープンカウンタ実施営業種目

営業種目 (25種目)	荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、写真機器、自動車・自転車、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、贈答用品
----------------	---

直接調達協議書

年 月 日

会計局調達課長殿

かい長名

下記について、調達課への購入依頼に適しないものとして、直接調達することを協議します。

なお、購入する物品の選定を始めとする直接調達に関する手続については、適切に処理します。

記

年 度		予算執行予定額	円
品 名			
数 量			
品質・規格・仕様			
納 期			
納 入 場 所			
所 要 目 的			
理 由	①緊急に購入する必要がある		②その他

調達課承諾印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 理由欄は、①又は②に○を付け、理由を具体的に記入すること。

オープンカウンタ参加事業所申請書

年 月 日

愛知県会計局調達課長殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(業者統一番号)

(申請担当者
職氏名
電話番号)

物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿に登録した契約営業所の他に下記の県内事業所を有していますので、当該事業所が所在する地区を対象とするオープンカウンタへの参加を承認してください。

記

1 対象地区 尾張・西三河・東三河 (該当地区に1か所〇)

2 事業所の内容

(1)住所・名称及び代表者職氏名

(2)連絡先(営業担当者)

- ・電話番号:
- ・FAX番号:
- ・職氏名:

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 オープンカウンタ参加事業所申請書は、調達第二グループへ提出してください。

(添付書類) 1 参加事業所が所在する市町村の発行する納税証明書(申請の日から前3か月以内発行に限る。写し可)※1

2 委任状 ※2

※1 参加事業所が、事業所所在地の市町村の入札参加資格をあいち電子調達共同システム(物品等)により取得済みの場合は、添付を省略できます。

※2 委任内容が、あいち電子調達共同システム(物品等)に登録した契約営業所情報の委任事項と同一の場合は、添付を省略できます。

上記の申請を承認します。

年 月 日

申請者

殿

会計局 調達課長